

女川2号機 新規制基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要（着手制限項目）	対象設備および今回申請における施設設備区分					主なDB申請条文 (共通条文を除く)	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分		工事区分	手続き
1	制御棒貯蔵ハンガ撤去に伴い (要目表記載事項（容量）の変更)	使用済燃料プール(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)	2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.3 使用済燃料貯蔵設備	-	(1) 使用済燃料貯蔵槽	26	改造	認可申請
2	耐震補強に伴い (要目表記載事項（主要寸法, 材料）の変更)	制御棒貯蔵ラック	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.3 使用済燃料貯蔵設備	-	(5) 制御棒貯蔵ラック	26	改造	届出
3	耐震補強に伴い (要目表記載事項（容量）の変更, 一部廃止)	制御棒貯蔵ハンガ	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.3 使用済燃料貯蔵設備	-	(6) 制御棒貯蔵ハンガ	26	改造	届出
4	SA系統（代替循環冷却系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	サブプレッションチェンバ出口配管A系合流点 ～ 代替循環冷却系吸込配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管（常設）	33	改造	認可申請
5	SA系統（代替循環冷却系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	代替循環冷却系注入配管合流点 ～ 残留熱除去系熱交換機(A)バイパス配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管（常設）	33	改造	認可申請
6	SA系統（原子炉格納容器代替スレイ冷却系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	ドライウェルスプレイ注入配管A系分岐点 ～ 原子炉格納容器代替スレイ冷却系A系注入配管合流点	3. 原子炉冷却系統施設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管（常設）	33	改造	認可申請
7	SA系統（原子炉格納容器代替スレイ冷却系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器代替スレイ冷却系A系注入配管合流点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-30A)	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管（常設）	33	改造	認可申請
8	SA系統（原子炉格納容器代替スレイ冷却系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	ドライウェルスプレイ注入配管B系分岐点 ～ 原子炉格納容器代替スレイ冷却系B系注入配管合流点	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管（常設）	33	改造	認可申請
9	SA系統（原子炉格納容器代替スレイ冷却系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器代替スレイ冷却系B系注入配管合流点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-30B)	3. 原子炉冷却系統移設	3.5 残留熱除去設備	3.5.1 残留熱除去系	(8) 主配管（常設）	33	改造	認可申請

女川2号機 新規制基準適合に伴う既設設備改造／修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要（着手制限項目）	対象設備および今回申請における施設設備区分					主なDB申請条文 (共通条文を除く)	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分		工事区分	手続き
10	SA系統（低圧代替注水系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	復水貯蔵タンク出口配管分岐点 ～ 直流駆動低圧注水系ポンプ吸込配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.1 高圧炉心スプレイ系	(7) 主配管（常設）	32	改造	認可申請
11	SA系統（低圧代替注水系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	直流駆動低圧注水系ポンプ吐出配管合流点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-35)	3. 原子炉冷却系統移設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.1 高圧炉心スプレイ系	(7) 主配管（常設）	32	改造	認可申請
12	SA系統（低圧代替注水系等）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	復水貯蔵タンク出口配管分岐点 ～ 低圧代替注水系吸込配管分岐点	3. 原子炉冷却系統施設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.1 高圧炉心スプレイ系	(7) 主配管（常設）	32	改造	認可申請
13	SA系統（高圧代替注水系等）の接続のため管及び管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	低圧代替注水系吸込配管分岐点 ～ 高圧代替注水系吸込配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.1 高圧炉心スプレイ系	(7) 主配管（常設）	32	改造	認可申請
14	SA系統（高圧代替注水系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉格納容器外側アンカ ～ 高圧代替注水系蒸気入口配管分岐点	3. 原子炉冷却系統移設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.1 原子炉隔離時冷却系	(5) 主配管	33	改造	認可申請
15	SA系統（高圧代替注水系）の接続のため管を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン ～ 原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点	3. 原子炉冷却系統移設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.1 原子炉隔離時冷却系	(5) 主配管	33	改造	認可申請
16	SA系統（高圧代替注水系）の接続のため管継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-222)	3. 原子炉冷却系統移設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.1 原子炉隔離時冷却系	(5) 主配管	33	改造	認可申請
17	SA系統のバウンダリとなるBクラス主配管をSs機能維持させるために耐震補強を実施する。 (要目表記載事項（厚さ、材料）の変更)	復水貯蔵タンク ～ 補給水系配管合流点	3. 原子炉冷却系統施設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.2 補給水系	(5) 主配管	33	改造	認可申請
18	SA系統（低圧代替注水系等）の接続のため管及び継手を追設する。 (要目表記載事項の変更)	補給水系配管合流点 ～ 復水移送ポンプ	3. 原子炉冷却系統施設	3.7 原子炉冷却材補給設備	3.7.2 補給水系	(5) 主配管	33	改造	認可申請

女川2号機 新規制基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要（着手制限項目）	対象設備および今回申請における施設設備区分					主なDB申請条文 (共通条文を除く)	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分		工事区分	手続き
19	SA系統（高圧代替注水系）の接続のため管及び管継手を追設する。 （要目表記載事項の変更）	高圧代替注水系注入配管合流点 ～ 原子炉冷却材浄化系A系注入配管合流点	3. 原子炉冷却系統施設	3.9 原子炉冷却材浄化設備	3.9.1 原子炉冷却材浄化系	(6) 主配管	33	改造	認可申請
20	SA対策として管を追設する。 （SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加）。 （要目表記載事項の変更）	B21-F001A,L ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-106B)	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	33	改造	届出
21	SA対策として管を追設する。 （SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加）。 （要目表記載事項の変更）	原子炉格納容器配管貫通部(X-106B) ～ 代替高圧窒素ガス供給系A系窒素供給配管分岐点	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	33	改造	届出
22	SA対策として管を追設する。 （SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加）。 （要目表記載事項の変更）	代替高圧窒素ガス供給系A系窒素供給配管分岐点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-106B)	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	33	改造	届出
23	SA対策として管を追設する。 （SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加）。 （要目表記載事項の変更）	原子炉格納容器配管貫通部(X-106B) ～ 開放端	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	33	改造	届出
24	SA対策として管を追設する。 （SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加）。 （要目表記載事項の変更）	B21-F001E,J ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-91)	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	33	改造	届出
25	SA対策として管を追設する。 （SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加）。 （要目表記載事項の変更）	原子炉格納容器配管貫通部(X-91) ～ 代替高圧窒素ガス供給系B系窒素供給配管分岐点	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	33	改造	届出
26	SA対策として管を追設する。 （SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加）。 （要目表記載事項の変更）	代替高圧窒素ガス供給系B系窒素供給配管分岐点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部(X-91)	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	33	改造	届出
27	SA対策として管を追設する。 （SR弁のアクチュエータに直接窒素を供給する代替高圧窒素ガス供給系新設に伴う窒素ガス排気ライン追加）。 （要目表記載事項の変更）	原子炉格納容器配管貫通部(X-91) ～ 開放端	4 計測制御系統施設	4.8 制御用空気設備	4.8.1 高圧窒素ガス供給系	(5) 主配管	33	改造	届出

女川2号機 新規制基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要（着手制限項目）	対象設備および今回申請における施設設備区分					主なDB申請条文 (共通条文を除く)	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分		工事区分	手続き
28	溢水対策のため、サブレーションプール水貯蔵系を廃止する。 (基本設計方針の変更)	サブレーションプール水貯蔵系（一部 第1,2号機共用） (基本設計方針)	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.5 放射性廃棄物の廃棄施設の基 本設計方針	-	-	39	改造（廃止）	認可申請
29	【参考：手続き対象外】 サブレーションプール水貯蔵系廃止に伴い、ポンプを撤去する。 (手続き対象外)	サブレーションプール水移送ポンプ	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処 理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サブレーションプール水貯蔵 系	(2) ポンプ	39	改造（廃止）	-
30	サブレーションプール水貯蔵系廃止に伴い、容器を撤去する。 (要目表の変更（削除）)	サブレーションプール水貯蔵タンク（第 1,2号機共用）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処 理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サブレーションプール水貯蔵 系	(4) 容器	39	改造（廃止）	届出
31	サブレーションプール水貯蔵系廃止に伴い、第1号機設備の共 用を廃止する。 (要目表の変更（削除）)	サブレーションプール水貯蔵タンク（第 1号機設備、第1,2号機共用）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処 理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サブレーションプール水貯蔵 系	(4) 容器	39	改造（共用廃 止）	届出
32	サブレーションプール水貯蔵系廃止に伴い、主要弁を撤去する。 (要目表の変更（削除）)	P81-F001	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処 理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サブレーションプール水貯蔵 系	(9) 主要弁	28,39	改造（廃止）	認可申請
33	サブレーションプール水貯蔵系廃止に伴い、主配管を撤去する。 (要目表の変更（削除）)	主配管 主配管（第1,2号機共用）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処 理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サブレーションプール水貯蔵 系	(10) 主配管	39	改造（廃止）	届出
34	サブレーションプール水貯蔵系廃止に伴い、第1号機設備の共 用を廃止する。 (要目表の変更（削除）)	主配管（第1号機設備、第1,2号 機共用）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.2 気体、液体又は固体廃棄物処 理設備 5.2.2 液体廃棄物処理系	5.2.2.4 サブレーションプール水貯蔵 系	(10) 主配管	39	改造（共用廃 止）	届出
35	サブレーションプール水貯蔵系廃止に伴い、堰を撤去する。 (要目表の変更（削除）)	サブレーションプール水貯蔵タンクエリア 及びサブレーションプール水貯蔵タンク 連絡ダクトの施設外との境界壁面及 びこれに囲まれた床面	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.3 堰その他の設備	5.3.1 その他（堰）	(2) 施設外への漏えいを防止するた めに施設する堰その他の設備	39	改造（廃止）	届出
36	サブレーションプール水貯蔵系廃止に伴い、第1号機設備の共 用を廃止する。 (要目表の変更（削除）)	サブレーションプール水貯蔵タンクエリア 及び配管エリアと施設外との境界壁面 及び床面（第1号機設備）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.3 堰その他の設備	5.3.1 その他（堰）	(2) 施設外への漏えいを防止するた めに施設する堰その他の設備	39	改造（共用廃 止）	届出
37	サブレーションプール水貯蔵系廃止に伴い、第1号機設備の共 用を廃止する。 (要目表の変更（削除）)	サブレーションプール水貯蔵タンクの漏 えいの検出装置及び警報装置（第1 号機設備）	5.放射性廃棄物の廃棄施設	5.4 原子炉格納容器本体外の廃棄 物貯蔵設備又は廃棄物処理設備か らの流体上の放射性廃棄物の漏えい の検出装置又は自動警報装置	-	-	34	改造（共用廃 止）	届出

女川2号機 新規制基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要（着手制限項目）	対象設備および今回申請における施設設備区分					主なDB申請条文 (共通条文を除く)	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分		工事区分	手続き
38	安全対策設備設置による敷地造成に伴い、モニタリングポストNo.5の移設工事（機器仕様の変更なし）を実施する。 （要目表記載事項（取付箇所）の変更）	モニタリングポスト （第1号機設備、第1,2,3号機共用）	6. 放射線管理施設	6.1 放射線管理用計測装置	-	(3) 固定式周辺モニタリング設備	34	改造	届出
39	中央制御室（第1,2号機）の分離に伴い、中央制御室遮蔽の変更（鋼板扉の設置）を実施する。 （要目表記載事項（主要寸法、冷却方法、材料）の変更）	中央制御室しゃへい壁	6. 放射線管理施設	6.3 生体遮蔽装置	-	(4) 中央制御室遮蔽	38	改造	認可申請
40	接続する原子炉格納容器調気系主配管の改造に伴う変更 （要目表記載事項（主要寸法：長さ）の変更）	X-230	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ヘローズなし貫通部 [1] 直管型	44	改造	認可申請
41	接続する原子炉格納容器調気系主配管の改造に伴う変更 （要目表記載事項（主要寸法：長さ）の変更）	X-231	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ヘローズなし貫通部 [1] 直管型	44	改造	認可申請
42	接続する残留熱除去系主配管の改造に伴う変更 （要目表記載事項（主要寸法：長さ）の変更）	X-30B	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ヘローズなし貫通部 [1] 直管型	44	改造	認可申請
43	サブレーションプール水貯蔵系の撤去に伴う変更 （要目表記載事項（主要寸法：長さ）の変更、端板の追加）	X-233	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ヘローズなし貫通部 [1] 直管型	44	改造	認可申請
44	SA系統（原子炉格納容器フィルタベント系（自主対策設備））の接続のため、予備ベネから変更。 （要目表記載事項（主要寸法：長さ）の変更、端板の撤去）	X-243	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ヘローズなし貫通部 [1] 直管型	44	改造	認可申請
45	SA系統（原子炉格納容器フィルタベント系）の接続のため、予備ベネから変更。 （要目表記載事項（主要寸法：長さ）の変更、端板の撤去）	X-281	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ヘローズなし貫通部 [1] 直管型	44	改造	認可申請
46	SA系統（代替高圧窒素ガス供給系）の接続のため、直結型（予備ベネ）から二重管型に変更する。 （要目表記載事項（主要寸法：厚さ、長さ）の変更、管の追加）	X-91	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ヘローズなし貫通部 [2] 二重管型	44	改造	認可申請
47	SA系統（原子炉格納容器下部注水系）の接続のため、直結型（予備ベネ）から二重管型に変更する。 （要目表記載事項（主要寸法：厚さ、長さ）の変更、管の追加）	X-92	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ヘローズなし貫通部 [2] 二重管型	44	改造	認可申請

女川2号機 新規基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要（着手制限項目）	対象設備および今回申請における施設設備区分					主なDB申請条文 (共通条文を除く)	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分		工事区分	手続き
48	SA系統（原子炉格納容器pH調整系（自主対策設備））の接続のため、直結型（予備ベネ）から二重管型に変更する。 （要目表記載事項（主要寸法：厚さ、長さ）の変更、管の追加）	X-93	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ベローズなし貫通部 [2] 二重管型	44	改造	認可申請
49	SA系統（代替高圧窒素ガス供給系）の接続のため、電気配線貫通部（予備ベネ）から二重管型に変更する。 （要目表記載事項（主要寸法：厚さ、長さ）の変更、管の追加）	X-106B	7. 原子炉格納施設	7.1 原子炉格納容器	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	a. 配管貫通部 (b) ベローズなし貫通部 [2] 二重管型	44	改造	認可申請
50	可搬型窒素ガス供給系の接続に伴い、弁一式を取り替える。 （要目表記載事項（主要寸法、駆動方法）の変更）	T48-F011	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	二 主要弁	44	改造	認可申請
51	原子炉格納容器フィルタベント系の接続に伴い、弁一式を取り替える。 （要目表記載事項（駆動方法）の変更）	T48-F019	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	二 主要弁	44	改造	認可申請
52	原子炉格納容器フィルタベント系の接続に伴い、弁一式を取り替える。 （要目表記載事項（駆動方法）の変更）	T48-F022	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	二 主要弁	44	改造	認可申請
53	耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 （要目表記載事項の変更）	ドライウェル入口配管分岐点 ～ サブレーションチェンバ	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管	44	改造	認可申請
54	耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 （要目表記載事項の変更）	原子炉建屋内 ～ サブレーションチェンバ入口配管合流点2	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管	44	改造	認可申請
55	耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 （要目表記載事項の変更）	T48-F010 ～ T48-F011入口側合流点	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管	44	改造	認可申請
56	可搬型窒素ガス供給系の接続に伴い、管継手を追設する。また、耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 （要目表記載事項の変更）	T48-F011入口側合流点 ～ T48-F002出口側合流点	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管	44	改造	認可申請
57	耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 （要目表記載事項の変更）	ドライウェル補給用窒素配管分岐点 ～ 原子炉建屋内吸込配管合流点	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管	44	改造	認可申請

女川2号機 新規制基準適合に伴う既設設備改造/修理工事一覧

1. 改造工事一覧

工事No.	工事概要（着手制限項目）	対象設備および今回申請における施設設備区分					主なDB申請条文 (共通条文を除く)	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分		工事区分	手続き
58	原子炉格納容器フィルタベント系の接続に伴い、管継手を追設する。また、耐震設計の見直しにより、配管を取り替える。 (要目表記載事項の変更)	原子炉建屋格納容器配管貫通部(X-230)～ ドライウェル出口配管分岐点	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備	a 原子炉格納容器調気系	ホ 主配管	44	改造	認可申請
59	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	燃料移送ポンプ	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	イ ポンプ（常設）	16,45	改造	届出
60	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	非常用ディーゼル発電設備 軽油タンク	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	ロ 容器（常設）	16,45	改造	認可申請
61	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	主配管	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	ニ 主配管（常設）	16,45	改造	届出
62	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	燃料移送ポンプ	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	イ ポンプ（常設）	16,45	改造	届出
63	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 軽油タンク	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	ロ 容器（常設）	16,45	改造	認可申請
64	実用炉規則変更に伴う既存設備の追加申請	主配管	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	(4) 燃料設備	ニ 主配管（常設）	16,45	改造	認可申請
65	重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能な蓄電池の容量に変更するため改造する。 (要目表記載事項（容量、主要寸法、個数）の変更)	125V蓄電池	8. その他発電用原子炉の附属設備 8.1 非常用電源設備	8.1.3 その他の電源装置	8.1.3.2 電力貯蔵装置	(1) 電力貯蔵装置（常設）	16,45	改造	認可申請
	以下、余白								